

国立研究開発法人海上技術安全研究所(法人番号5012405001732)の役職員の報酬・給与等について

I 役員報酬等について

1 役員報酬についての基本方針に関する事項

① 役員報酬の支給水準の設定についての考え方

当法人は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する調査、研究及び開発等を行っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していると考えられる。

このため、当法人の給与規程で定める役員の俸給月額、独立行政法人通則法第50条の2第3項の規定の趣旨を踏まえ、職務内容が同等と推定される国の試験所、研究所等の長等に適用される指定職俸給表を参考に、役員の職責と業務実績を勘案して設定している。(国の試験所、研究所等の長等に適用される指定職俸給表の俸給月額は「人事院規則9-2第15条(指定職俸給表の適用範囲)、9-8第3条別表第1(レ 指定職俸給表号俸別標準職務表)」による。)

② 平成27年度における役員報酬についての業績反映のさせ方(業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤勉手当について、研究開発法人審議会の助言を基に決定した主務大臣における業績評価の結果等を勘案の上、その役員の職務実績に応じた額を支給することとしている。

③ 役員報酬基準の内容及び平成27年度における改定内容

法人の長	役員報酬は当法人で定めている役員給与規程に則り、俸給月額、地域手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当で構成されている。ただし、監事(非常勤)については、俸給月額に代わる非常勤役員手当のみで構成されている。 なお、平成27年度では、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第1号)に基づく国家公務員の給与改定に準じて、以下の改正を実施した。 ・俸給月額を1,000円引き上げ ・勤勉手当の支給月数を年間0.05月分引き上げ
理事	
監事	
監事	
(非常勤)	

2 役員の報酬等の支給状況

役名	平成27年度年間報酬等の総額				就任・退任の状況		前職
	報酬(給与)	賞与	その他(内容)	就任	退任		
法人の長	千円 16,815	千円 11,064	千円 4,560	千円 1,106 (地域手当) 85 (通勤手当)		3月31日	
A理事	千円 15,240	千円 9,288	千円 4,062	千円 1,672 (地域手当) 218 (通勤手当)	4月1日	3月31日	◇
B理事	千円 14,253	千円 9,288	千円 3,828	千円 929 (地域手当) 208 (通勤手当)		3月31日	※
A監事	千円 11,912	千円 8,448	千円 2,340	千円 845 (地域手当) 279 (通勤手当)	4月1日	3月31日	
B監事 (非常勤)	千円 2,892	千円 2,892	千円 0	千円 0 ()	4月1日	3月31日	

注1:「地域手当」とは、民間の賃金水準が高い地域に在勤する役員に支給しているものである。

注2:「前職」欄には、役員の前職の種類別に以下の記号を付している。

退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後独立行政法人等の退職者「**」、該当がない場合は空欄。

3 役員の報酬水準の妥当性について

【法人の検証結果】

法人の長

理事

監事

監事

(非常勤)

当法人の役員報酬の水準については、I-1-①に示すように、国の試験所、研究所等が行うものに近い性格を有していること踏まえ、職務内容が同等と推定される国の試験所、研究所等の長等に適用される指定職俸給表を参考に、役員の職責と業務実績を勘案して設定している。なお、平成26年度の業務実績に関する評価において、中長期目標達成に向けて順調に進んでいるとの評価(B評価)を得ている。

また、I-2の結果は、職務内容が同等と推定される国の試験所、研究所等の長に適用される指定職俸給表の俸給月額と比較しても同等となっており、妥当であるといえる。

【主務大臣の検証結果】

当法人の業務目的は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する調査、研究及び開発等を行うことにより、海上輸送の安全の確保及びその高度化を図るとともに、海洋の開発及び海洋環境の保全に資することである。

その業務内容に鑑みれば、I-1-①に示された役員報酬水準の設定の考え方は職務内容が同等と推定される国の試験所、研究所等の長等に適用される指定職俸給表を参考に、役員の職責と業務実績を勘案して定められており、適当である。

また、I-2の報酬実績は報酬水準の設定の考え方に即しており、法人の実績評価の結果に鑑みても、法人の検証結果は適当である。

4 役員の退職手当の支給状況(平成27年度中に退職手当を支給された退職者の状況)

区分	支給額(総額)	法人での在職期間		退職年月日	業績勘案率	前職
	千円	年	月			
監事A	3,742	4	0	平成27年 3月31日	1.0	

注1:「前職」欄には、退職者の役員時の前職の種類別に以下の記号を付す。
退職公務員「*」、役員出向者「◇」、独立行政法人等の退職者「※」、退職公務員でその後
独立行政法人等の退職者「*※」、該当がない場合は空欄

5 退職手当の水準の妥当性について

【主務大臣の判断理由等】

区分	判断理由
監事A	「独立行政法人の役員の退職金にかかる業績勘案率の算定ルールについて」(平成27年5月25日総務大臣決定)等に基づき算出されており適当である。また業績勘案率は、同算定ルール1.(7)により[1.0]であり、1.(8)及び(9)に定める加算、減算を考慮すべき事情等はないため、1.0と決定した。

6 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

業績給の導入に関しては、研究開発業務がより効果的かつ効率的に実施されるかを考慮しつつ、
今後は、I-1-②以外についても、検討を継続していく。

II 職員給与について

1 職員給与についての基本方針に関する事項

① 職員給与の支給水準の設定等についての考え方

当法人は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する調査、研究及び開発等を行っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等と同等の性格を有していると考えられる。

このため、当法人の職員の給与については、独立行政法人通則法第50条の10第3項の規定の趣旨を踏まえ、国家公務員に適用される一般職の職員の給与に関する法律及びこれに関連する人事院規則等に準拠して設定している。

② 職員の発揮した能率又は職員の勤務成績の給与への反映方法についての考え方 (業績給の仕組み及び導入実績を含む。)

勤務成績を基にして、昇給幅及び昇格期間を増減し俸給へ反映、また、勤勉手当の支給額の増減に反映しているものである。

③ 給与制度の内容及び平成27年度における主な改定内容

当法人の給与体系は、国家公務員に準拠しており、国の給与水準と同等となっている。平成27年度においては、一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律(平成28年法律第1号)に基づく国家公務員の給与改定に準じて、以下の改正を実施した。

- ・俸給月額:1,100円を基本に引き上げ(平均0.4%引き上げ、初任給については2,500円、若年層についても同程度の引き上げ)
- ・勤勉手当:支給月数を年間0.10月分引き上げ
- ・国と異なる措置:なし

2 職員給与の支給状況

① 職種別支給状況

区分	人員	平均年齢	平成27年度の年間給与額(平均)			
			総額	うち所定内		うち賞与
				うち通勤手当		
	人	歳	千円	千円	千円	千円
常勤職員	164	42.7	7,938	5,951	116	1,987
事務・技術	34	39.7	5,961	4,401	132	1,560
研究職種	130	43.5	8,455	6,356	112	2,099
任期付職員	6	58.5	10,000	7,825	204	2,175
研究職種	6	58.5	10,000	7,825	204	2,175
再任用職員	3	—	—	—	—	—
事務・技術	2	—	—	—	—	—
研究職種	1	—	—	—	—	—
非常勤職員	4	58	3,885	3,423	153	462
事務・技術	4	58	3,885	3,423	153	462

注1: 常勤職員については、在外職員、任期付職員及び再任用職員を除く。

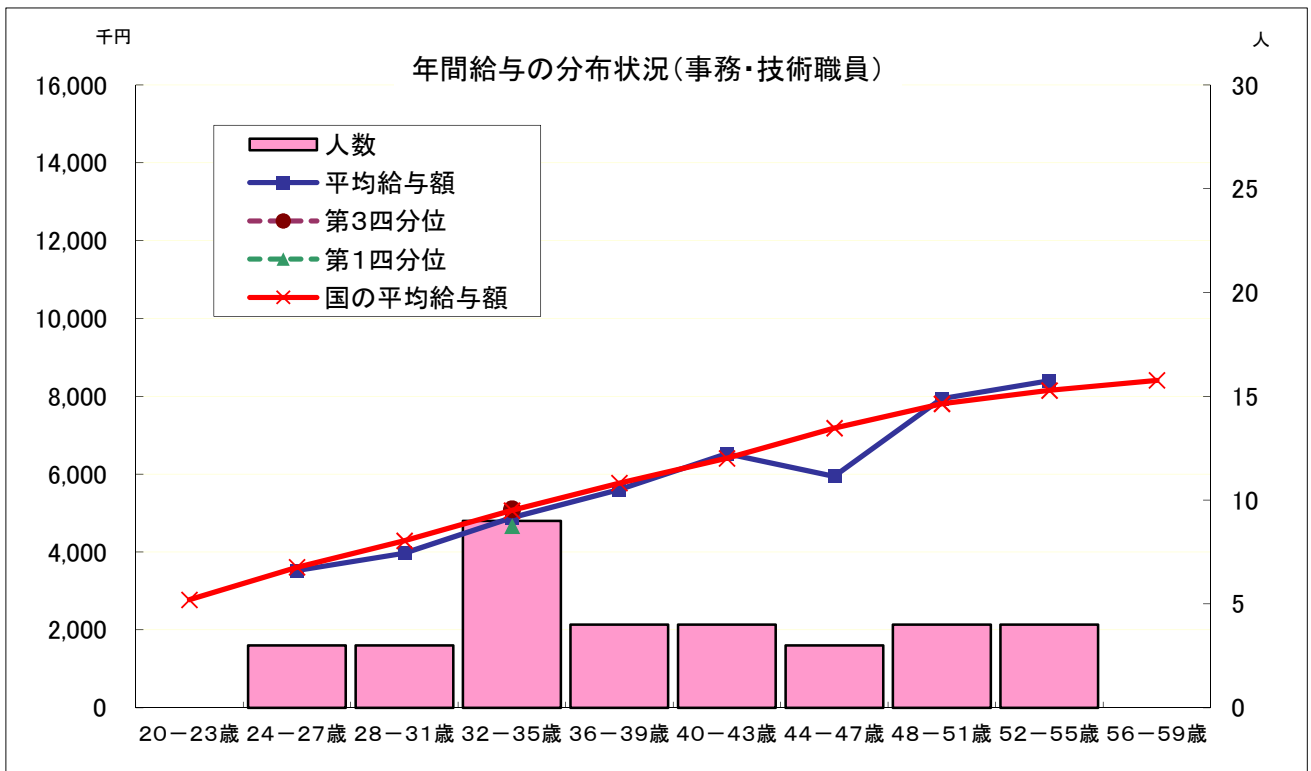
注2: 次に掲げる区分及び職種は、該当者がいないため省略した。

すべての区分及び職種で在外職員、医療職種、教育職種及びその他の職種。

任期付職員のうち事務・技術、非常勤職員のうち研究職種。

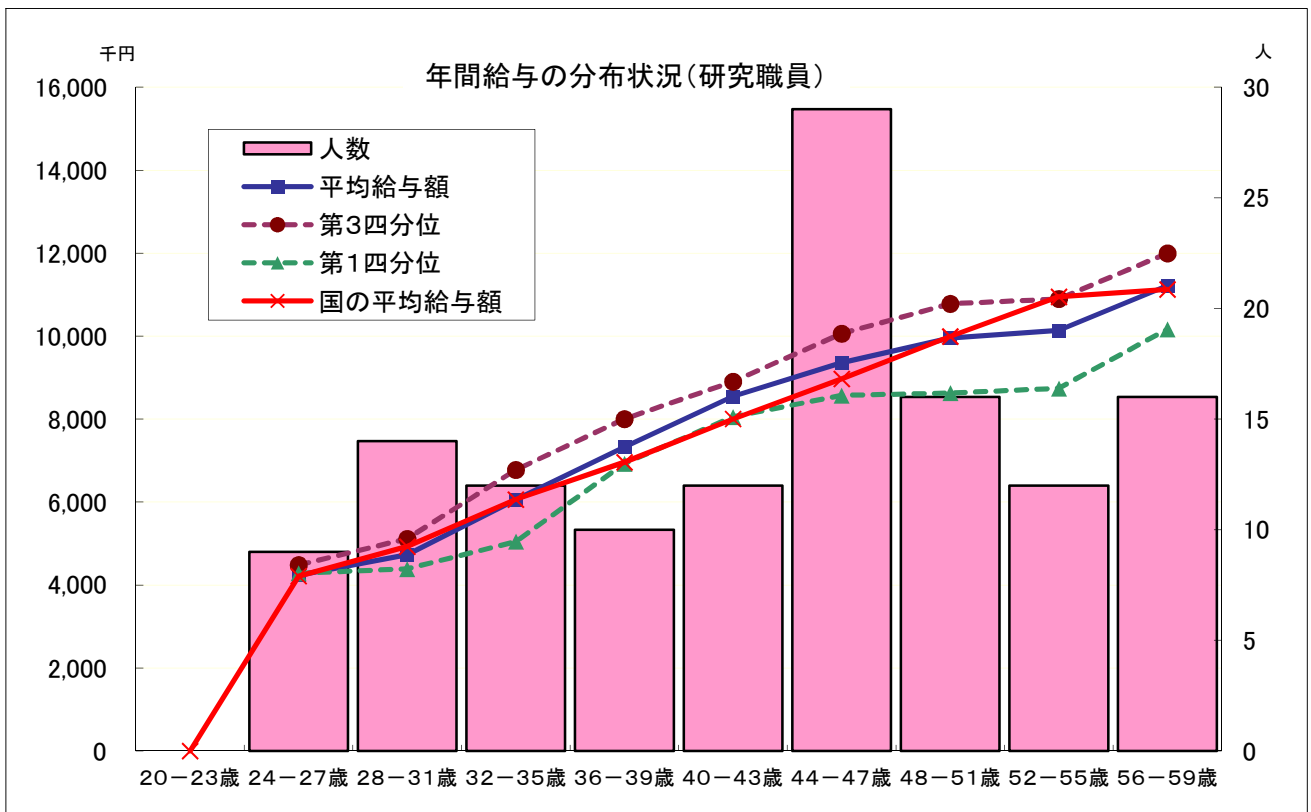
注3: 再任用職員については該当者が2人以下のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

② 年齢別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)〔任期付職員及び再任用職員を除く。以下、④まで同じ。〕



注1:①の年間給与額から通勤手当を除いた状況である。以下、④まで同じ。

注2:年齢24～31歳及び36～55歳の該当者は4名以下であるため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、第1四分位及び第3四分位については表示していない。



③ 職位別年間給与の分布状況(事務・技術職員／研究職員)
(事務・技術職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部課長	1	—	—	—	—
本部課長補佐	9	47.3	7,034	7,777	5,426
本部係長	16	38.4	5,460	7,073	4,641
本部係員	7	29.1	3,821	4,258	3,448

(注) 本部課長については該当者が1名のため、当該個人に関する情報が特定されるおそれのあることから、人数以外は記載していない。

(研究職員)

分布状況を示すグループ	人員	平均年齢	年間給与額		
			平均	最高～最低	
代表的職位	人	歳	千円	千円	千円
本部研究部長	9	57.3	12,096	13,141	11,321
本部研究課長	48	49.4	10,244	12,075	8,525
本部主任研究員	44	43.1	7,911	9,345	5,944
本部研究員	29	29.8	4,688	5,779	3,477

④ 賞与(平成27年度)における査定部分の比率(事務・技術職員／研究職員)
事務・技術職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 57.7	% 58.0	% 57.9
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 42.3	% 42.0	% 42.1
	最高～最低	% 46.2～37	% 45.4～37.4	% 45.7～37.2
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 61.8	% 61.6	% 61.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 38.2	% 38.4	% 38.3
	最高～最低	% 41.4～33.6	% 41.2～34	% 41.3～33.8

研究職員

区分		夏季(6月)	冬季(12月)	計
管理職員	一律支給分(期末相当)	% 59.8	% 59.7	% 59.7
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 40.2	% 40.3	% 40.3
	最高～最低	% 54.3～34.7	% 52.9～35.1	% 53.6～34.9
一般職員	一律支給分(期末相当)	% 62.7	% 62.5	% 62.6
	査定支給分(勤勉相当) (平均)	% 37.3	% 37.5	% 37.4
	最高～最低	% 41.4～34.8	% 41.2～33.7	% 41.3～34.9

3 給与水準の妥当性の検証等

事務・技術職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 97.4 ・年齢・地域勘案 101.9 ・年齢・学歴勘案 98.7 ・年齢・地域・学歴勘案 102.2
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>【指数の算出方法により指数が高くなっている理由】 事務職員の給与水準公表対象人員が34名と少ないため、一人の給与変動が全体の指数に大きな影響を与える特徴がある。今回の場合、国からの出向者等による異動保障の割合が国の割合よりも高いことが第一の要因となっている。(国が14.4%に対し、17.6%)また、48～55歳の年齢階層に該当する職員の指数が高く、具体的には48～55歳の年齢階層職員8名のうち1名については、本部部長相当職であり、前述の通り、一人が与える影響が大きいと、国の水準と比較し、高くなっている。</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】 84% (国からの財政支出額 2,859,433千円、支出予算の総額 3,418,171千円：平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成27年度決算)</p> <p>【管理職の割合(28年3月31日時点 事務・技術職員)】 5.9% 【大卒以上の高学歴者の割合(28年3月31日時点 事務・技術職員)】 38.2%</p> <p>【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合(平成27年度決算ベース 事務・技術職員及び研究職員)】 34.7%</p> <p>【検証結果(法人の検証結果)】 当法人は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する調査、研究及び開発等を行っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等と同等の性格を有していると考えられることから、Ⅰ①に記載したとおり、国家公務員の俸給表に準じて設定している。Ⅱ-2に記載した事務・技術職員への支給結果は、Ⅱ-1-①の考え方を踏まえた給与実績となっており、妥当であるとする。</p> <p>【検証結果(主務大臣の検証結果)】 当法人は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する調査、研究及び開発等を行っている。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員の水準を踏まえて定められており、妥当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は妥当である。</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。

研究職員

項目	内容
対国家公務員 指数の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・年齢勘案 100.9 ・年齢・地域勘案 105.8 ・年齢・学歴勘案 101.9 ・年齢・地域・学歴勘案 106.8
国に比べて給与水準が 高くなっている理由	<p>【地域・学歴を勘案した影響】 当法人は、職務の専門性から高い学歴の研究者が多く、国の研究職の大学院修了者が76.3%※であるのに対し、当法人の研究職員は83.6%となっており、それに応じて給与が高くなっていることが要因と推定される。(※「平成27年人事院勧告 参考資料」から引用)</p>
給与水準の妥当性の 検証	<p>【支出予算の総額に占める国からの財政支出の割合】 84% (国からの財政支出額 2,859,433千円、支出予算の総額 3,418,171千円：平成27年度予算)</p> <p>【累積欠損額について】 累積欠損額 0円(平成27年度決算)</p> <p>【管理職の割合(28年3月31日時点 研究職員)】 43.1% 【大卒以上の高学歴者の割合(28年3月31日時点 研究職員)】 93.8% 【支出総額に占める給与、報酬等支給総額の割合(平成27年度決算ベース 事務・技術職員及び研究職員)】 34.7%</p> <p>【検証結果(法人の検証結果)】 当法人は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する調査、研究及び開発等を行っており、その業務内容は、国の試験所、研究所等と同等の性格を有していると考えられることから、1①に記載したとおり、国家公務員の俸給表に準じて設定している。Ⅱ-2に記載した研究職員への支給結果は、Ⅱ-1-①の考え方を踏まえた給与実績となっており、妥当であると考えます。</p> <p>【検証結果(主務大臣の検証結果)】 当法人は、船舶に係る技術並びに当該技術を活用した海洋の利用及び海洋汚染の防止に関する調査、研究及び開発等を行っている。 その業務内容に鑑みれば、Ⅱ-1-①に示された給与水準の設定の考え方は、国家公務員の水準を踏まえて定められており、適当である。 また、Ⅱ-2の給与実績は給与水準の設定の考え方に即しており、法人の検証結果は適当である。</p>
講ずる措置	引き続き、国に準じて適正な給与水準の維持が図られるよう取組む。

4 モデル給与

- 22歳(大卒初任給、独身)
月額 176,700円、年間給与 2,863,000円
- 35歳(本部係長、配偶者・子1人)
月額 323,180円、年間給与 5,265,000円
- 45歳(本部課長補佐、配偶者・子2人)
月額 443,300円、年間給与 7,310,000円

5 業績給の仕組み及び導入に関する考え方

- 国からの財政支出の割合が84%と支配的になっていることに鑑み、給与体系は国と同等にするべきと考えられ、引き続きⅡ-1-①に示す国家公務員の給与体系に準拠する。

Ⅲ 総人件費について

区 分	平成23年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度
給与、報酬等支給総額 (A)	千円 1,730,108	千円 1,545,848	千円 1,538,839	千円 1,803,385	千円 1,858,945
退職手当支給額 (B)	千円 227,374	千円 161,237	千円 127,158	千円 89,862	千円 236,813
非常勤役職員等給与 (C)	千円 151,155	千円 167,541	千円 178,503	千円 177,818	千円 181,588
福利厚生費 (D)	千円 242,303	千円 227,678	千円 238,632	千円 269,811	千円 284,602
最広義人件費 (A+B+C+D)	千円 2,350,940	千円 2,102,304	千円 2,083,132	千円 2,340,876	千円 2,561,948

総人件費について参考となる事項

給与、報酬等支給総額が対前年度比で、55,560千円増額、最広義人件費が対前年度比で、221,072千円増額となった。要因としては、昇給、昇格、給与改定による増額及び退職者数が前年度を上回ったことによるもの等である。

役員及び職員に対して支給する退職手当について、以下の措置を講ずることとした。

【役員】

- ・「独立行政法人、特殊法人及び認可法人の役員の退職金について」の一部改正について」（平成27年3月24日閣議決定）に基づき、支給率を12.5/100から10.875/100へと改定し、退職手当支給水準の引き下げを実施。

【職員】

- ・「国家公務員の退職手当の支給水準引下げ等について」（平成24年8月7日閣議決定）に基づき、平成25年1月1日以降に退職する職員について国家公務員に準じた調整率(※)を設定し、退職手当支給水準の引き下げを実施。

- ※
- ①退職日が平成25年1月1日～平成25年9月30日 98/100
 - ②退職日が平成25年10月1日～平成26年6月30日 92/100
 - ③退職日が平成26年7月1日～ 87/100

Ⅳ その他

〔 特になし 〕